

第6章 バリアフリーの推進に向けて

1. 心のバリアフリーの取り組み

バリアフリーの推進は、「ハード整備」だけではありません。例えば、歩道のバリアフリー整備が行われたとしても、歩道や誘導用ブロックの上に、自転車や自動車、店舗の看板等が置かれていると、車いす利用者、視覚障がい者の方の通行の妨げとなり、せっかくの整備もマイナス効果となってしまいます。

このようなことが生じないようにするためには、市民のバリアフリーへの理解を深め、お互いが相手のことを理解し、尊重することが自然となるノーマライゼーションの精神に基づいた、「心のバリアフリー」が不可欠です。

心のバリアフリーは、行政が率先して取り組むことはもちろんですが、市民、事業者がそれぞれの立場で協力して取り組むことが大切です。

①市民による心のバリアフリー

整備された歩道上への違法駐輪や看板の設置、歩道や交差点付近の違法駐車等は、単に、歩行者の通行の妨げとなるだけではなく、視覚障がい者等の方が通行した場合には、事故を起こす危険性があります。また、運転マナーの悪い自動車や自転車は歩行者に危険を感じさせます。これらは、市民一人ひとりの日常的な行動で改善することができることです。

そこで、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等の立場に立った心のバリアフリーに向けて、意識を醸成していくため、「他人事」ではなく、「自分の問題」としてルールやマナーを捉え、考え、行動できるような取り組みを推進します。

②事業者による心のバリアフリー

公共交通施設での高齢者、障がい者等への配慮ある対応や介助の充実、道路等の施設管理者による適切な施設の維持・保全、また、公共公益施設や商店等の事業者による高齢者、障がい者等への配慮の行き届いた対応を行うため、社員・職員教育をはじめ、利用者の立場に立った心のバリアフリーに向けた意識を醸成するための取り組みを推進します。

③行政による心のバリアフリー

市民のバリアフリーへの理解を深め、お互いが相手を理解し、尊重することが自然となるノーマライゼーションの精神に基づいた、「心のバリアフリー」を推進するため、市広報紙や市ホームページ等を通じて、バリアフリーに関する知識や理解を促すなど、継続的な啓発の実施に努めます。

また、児童、生徒等にバリアフリーの実体験を通じ、バリアフリーの必要性やバリアフリーの心を育てる教育の推進を行うなど、広く市民に心のバリアフリーの意識を醸成するための取り組みを推進します。

2. スパイラルアップ

高齢化やユニバーサルデザインの考え方が進展する中、バリアフリー化を進めるためには、具体的な取り組みについて検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じる、いわゆる「スパイラルアップ」の仕組みづくりが重要となります。

また、社会情勢の変化やニーズの多様化に対応したバリアフリーの推進にあたっては、行政や事業者だけでなく、市民と連携した取り組みが必要となります。

こうしたことから、今後、本構想の実現に向けては、構想策定時に設置した策定委員会において、事業の進行管理や市民・事業者・行政が連携して事業の促進を図るなど、P（計画・目標）D（実施）C（検証）A（見直し改善）のサイクルを繰り返し、段階的かつ継続的な発展に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に取り組みます。

